

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表

◎ 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 離婚等をした場合における特例に係る手続等（第七十八條―第七十八條の十一）</p> <p>第四章 書類の經由等（第七十九條―第八十七條）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（二以上の事業所勤務の届出）</p> <p>第二条 被保険者は、同一の社会保険事務所の管轄区域（いずれの社会保険事務所の管轄にも該当しない場合にあつては、地方社会保険事務局の管轄区域（当該地方社会保険事務局の管内の社会保険事務所の管轄区域を除く。）。第七十九條第二項及び第三項において同じ。）内において、同時に二以上の事業所に使用されるに至つたときは、十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 書類の經由等（第七十八條―第八十七條）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（二以上の事業所勤務の届出）</p> <p>第二条 被保険者は、同一の社会保険事務所の管轄区域（いずれの社会保険事務所の管轄にも該当しない場合にあつては、地方社会保険事務局の管轄区域（当該地方社会保険事務局の管内の社会保険事務所の管轄区域を除く。）。第七十八條第二項及び第三項において同じ。）内において、同時に二以上の事業所に使用されるに至つたときは、十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p>

(裁定請求の特例)

第三十条の二 (略)

2 (略)

3 老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を除く。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者(六十六歳に達している者であつて、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していたものに限る。)は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一(二) (略)

三 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に初めて国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条の規定による被保険者並びに旧国民年金法による被保険者を含む。)又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下「第三号被保険者」という。)としての国民年金の被保険者期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四(七) (略)

4(六) (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 請求者の生年月日及び住所並びに請求者と被保険者又は被保険者であつた者(法第五十八条第一項第四号に該当する場合にあつては

(裁定請求の特例)

第三十条の二 (略)

2 (略)

3 老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を除く。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者(六十六歳に達している者であつて、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していたものに限る。)は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一(二) (略)

三 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に初めて国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条の規定による被保険者並びに旧国民年金法による被保険者を含む。)又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四(七) (略)

4(六) (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 請求者の生年月日及び住所並びに請求者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係

、離婚時みなし被保険者期間（法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間をいう。以下同じ。）を有する者を含む。第二号から第四号まで、第八号、第十一号、第十三号、第三項、第四項及び第六項、次条から第六十二条まで、第六十五条並びに第六十八条において同じ。）との身分関係

一の二〇十四（略）

2〇5（略）

6 被保険者又は被保険者であつた者が死亡の当時法若しくは旧法若しくは船員保険法による年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。第八十一条の二第四項において「平成九年経過措置政令」という。）第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年統合法経過措置政令」という。）第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける権利を有していたときは、第一項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならぬ。

一・二（略）

7（略）

第三章の二 離婚等をした場合における特例に係る手続等

（法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第七十八条 法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める

一の二〇十四（略）

2〇5（略）

6 被保険者又は被保険者であつた者が死亡の当時法若しくは旧法若しくは船員保険法による年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。第八十一条の二第三項において「平成九年経過措置政令」という。）第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年統合法経過措置政令」という。）第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける権利を有していたときは、第一項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならぬ。

一・二（略）

7（略）

事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者（同項に規定する当事者をいう。以下同じ。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。）である第三号被保険者であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること（当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）とする。

（対象期間）

第七十八条の二 法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める期間（以下「対象期間」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一号又は第二号に定める期間中に当事者以外の者が当該当事者の一方の被扶養配偶者である第三号被保険者であつた期間又は当該当事者の一方が当該当事者の他方以外の者の被扶養配偶者である第三号被保険者であつた期間と重複する期間があると認められるときは、第一号又は第二号に定める期間からその重複する期間を除くこととする。

- 一 離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。以下同じ。）をした場合 婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間
- 二 婚姻の取消しをした場合 婚姻が成立した日から婚姻が取り消された日までの期間（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百三十二条の規定に違反する婚姻である場合については、当該婚姻に係る期間（当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である第

三号被保険者であつた期間を除く。)を除く。)

三 前条に定める事由に該当した場合 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である三号被保険者であつた期間(当該事情が解消しない間に当該三号被保険者であつた期間が複数ある場合にあつては、これらの期間を通算した期間とする。以下「事実婚第三号被保険者期間」という。)

2 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者について、当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消し、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合における対象期間は、同項本文の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号に掲げる場合に応じ、同項第一号又は第二号に定める期間と事実婚第三号被保険者期間を通算した期間とする。

(標準報酬改定請求の請求期限)

第七十八条の三 法第七十八条の二第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した場合とする。ただし、法第七十八条の四第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したことにより当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過したことについてやむを得ないと認められる場合における法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求(以下「標準報酬改定請求」という。)の請求期間の計算については、当該補正に要した日数は、算入しない。

一 離婚が成立した日

二 婚姻が取り消された日

三 第七十八条に定める事由に該当した日

2 前項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過する日前一月以内に次の各号のいずれかに該当した場合（第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過する日前に請求すべき按分割合（法第七十八条の第二項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下同じ。）に関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、同条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して一月を経過した場合とする。

一 請求すべき按分割合を定めた審判が確定したとき

二 請求すべき按分割合を定めた調停が成立したとき

三 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合を定めた判決が確定したとき

四 人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てに係る請求すべき按分割合を定めた和解が成立したとき

3 法第七十八条の四第一項に規定する請求（以下「情報提供請求」という。）を却下する処分を取り消す決定が行われた場合について、法第七十八条の二第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、第一項本文の規定にかかわらず、法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間を経過した場合とする。この場合、前項の規定の適用については、同項中「前項各号に掲げる日」とあるのは「法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「二年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から同項第二号

に掲げる期間を除いた期間」と、「同項各号に掲げる日」とあるのは

「同条第一項に規定する情報の提供があつた日」とする。

一 二年

二 第一項各号に掲げる日から情報提供請求を却下する処分がされた日までの期間

(法第七十八条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法)

第七十八条の四 標準報酬改定請求をする当事者は、第七十八条の十一

第一項に規定する請求書に、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、これを社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び当該請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書

二 請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本

三 請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本

四 請求すべき按分割合を定めた確定した判決の謄本又は抄本

五 請求すべき按分割合を定めた和解についての和解調書の謄本又は抄本

2| 前項各号に掲げる書類に記載した請求すべき按分割合に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合で記載されているものとみなす。

3| 第一項第一号の請求すべき按分割合を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 第二号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

三 前号に掲げる者であつて、国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号

4 前条第二項の規定が適用される場合にあつては、第一項第二号又は第三号に掲げる書類のほか、請求すべき按分割合に関する審判又は調停の申立てをした日を証する書類を添えなければならない。

（情報提供の有効期限）

第七十八条の五 法第七十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、法第七十八条の四第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供（法第七十八条の五の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この条において同じ。）を受けた日が対象期間の末日前であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 情報の提供を受けた日から対象期間の末日までの間が一年を超えない場合

二 情報の提供を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日前に請求すべき按分割合に関する調停の申立て又は人事訴訟法第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合に関する処分の申立てをした場合であつて、当該情報の提供を受けた日の翌日から起算して一年を経過した日以後に第七十八条の三第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる場合に該当したとき

三 請求すべき按分割合に関する調停の申立て又は人事訴訟法第三十条第一項の規定による請求すべき按分割合に関する処分の申立て

をした後に情報の提供を受けた場合であつて、当該情報の提供を受けた日の翌日から起算して一年を経過した日以後に第七十八条の三第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる場合に該当したとき

(当事者からの情報提供の請求)

第七十八条の六 情報提供請求をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

- 一 情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所
- 二 情報提供請求当事者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号
- 三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項
 - イ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日（情報提供の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、当該請求があつた日とする。以下この条において同じ。）が属する月の前月の末日において、被保険者の資格を喪失している場合 同日以前直近の被保険者の資格を喪失した年月日
 - ロ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月の末日において、被保険者である場合（ハに該当する場合を除く。） 同日以前直近の被保険者の資格を取得した年月日
 - ハ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月において被保険者の資格を喪失し、同月にさらに被保険者の資格を取得した場合であつて、同月の末日において被保険者であるとき 当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日

四 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める事項

イ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻をしている場合
合 当該婚姻が成立した日

ロ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合 現に当該事情にある旨及び事実婚第三号被保険者期間の始期

ハ 情報提供請求があつた日以前において、第七十八条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間

ニ 情報提供請求があつた日以前において、第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間

ホ 情報提供請求があつた日以前において、第七十八条の二第一項第三号に掲げる場合に該当する場合 事実婚第三号被保険者期間及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消した旨

ヘ 情報提供請求があつた日以前において、第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合 当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

五 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者について、当該情報提供請求当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の始期

六 次条各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない

- 一 情報提供請求当事者の年金手帳又は国民年金手帳
- 二 当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本
- 三 情報提供請求があつた日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある情報提供請求当事者であつて、当該事情にある間に事実婚第三号被保険者期間を有するものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の始期から情報提供請求があつた日までの間引き続き当該事情にあることを明らかにすることができる書類
- 四 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者であつて、当該事情にあつた間に事実婚第三号被保険者期間を有していたものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の始期から当該事情が解消するまでの間引き続き当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類
- 3 当事者の一方のみが情報提供請求をするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の他方の氏名、生年月日及び住所
 - 二 その他必要な事項
- 4 前項の場合において、当事者が第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該当事者の一方による情報提供請求があつた日において、当該当事者の他方について情報提供請求があつたものとみなす。
- 5 社会保険庁長官は、法第七十八条の四第二項に規定する情報を提供するときには、文書でその内容を、情報提供請求当事者に通知しなければならない。ただし、当事者の一方のみが情報提供請求をする場合であつて、当該当事者が第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のい

れにも該当しないときは、当該当事者の他方に対し通知しないこととする。

(法第七十八条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合)

第七十八条の七 法第七十八条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同項の規定により情報の提供を受けた日の翌日から起算して三月を経過していない場合(次の各号に掲げる場合を除く。)とする。

- 一 当事者について国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があった場合
- 二 法第二十六条第一項の規定による申出が行われた場合
- 三 国民年金法附則第七条の三第一項又は第二項の規定による届出が行われた場合(第一号に掲げる場合を除く。)
- 四 請求すべき按分割合に関する審判若しくは調停又は人事訴訟法第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合に関する処分の申立てをするのに必要な場合

(情報提供の内容)

第七十八条の八 法第七十八条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- 一 第一号改定者の氏名
- 二 第二号改定者の氏名
- 三 法第七十八条の四第二項の規定により情報提供請求があつた日が対象期間の末日とみなされた場合にあつては、対象期間の末日とみなされた日

四 第七十八条に定める事由に該当する場合にあつては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者について当該事情が解消したと認められる日

五 その他標準報酬改定請求をするために必要な情報

(改定割合の算定方法)

第七十八条の九 法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合は、第一号に掲げる率を第二号に掲げる率で除して得た率(その率に小数点以下七位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た率とする。)とする。

一 按分割合から、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数に、

一から按分割合を控除して得た率を乗じて得た率を控除して得た率

イ 法第七十八条の三第一項の規定により算出した第二号改定者の対象期間標準報酬総額

ロ 法第七十八条の三第一項の規定により算出した第一号改定者の対象期間標準報酬総額

二 按分割合に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数に、一から按分割合を控除して得た率を乗じて得た率を合算して得た率

イ 法第七十八条の三第一項の規定により第二号改定者の対象期間標準報酬総額を算定するときに適用される再評価率を第一号改定者に適用される再評価率とみなして同項の規定の例により算出した第一号改定者の対象期間標準報酬総額

ロ 法第七十八条の三第一項の規定により算出した第一号改定者の対象期間標準報酬総額

(離婚時みなし被保険者期間に係る記録)

第七十八条の十 法第七十八条の七に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 離婚時みなし被保険者期間を有する者の基礎年金番号
- 二 離婚時みなし被保険者期間を有する者の生年月日
- 三 保険給付に関する事項

(標準報酬改定の請求)

第七十八条の十一 標準報酬改定請求をする者(次項において「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

- 一 第一号改定者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 第二号改定者の氏名、生年月日及び住所
- 三 前号に掲げる者であつて、国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号
- 四 対象期間
- 五 按分割合
- 六 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項
 - イ 対象期間の末日が属する月の前月の末日において、被保険者の資格を喪失している場合 同日以前の直近の被保険者の資格を喪失した年月日
 - ロ 対象期間の末日が属する月の前月の末日において、被保険者である場合(ハに該当する場合を除く。) 同日以前の直近の被保険者の資格を取得した年月日
 - ハ 対象期間の末日が属する月の前月において被保険者の資格を喪失し、同月にさらに被保険者の資格を取得した場合であつて、同

月の末日において被保険者であるとき 当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日

七 第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合にあつては、当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

八 当事者の一方が死亡した場合にあつては、その者の死亡年月日

2 前項の請求書には、第七十八条の四第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者の年金手帳又は国民年金手帳

二 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 第七十八条の二第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合 当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

ロ 第七十八条の二第一項第三号に掲げる場合に該当する場合 同号に掲げる期間の始期から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消したと認められるとき（当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消したときを除く。）までの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

三 第七十八条の二第二項に規定する場合に該当する場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の始期から当事者が婚姻の届出をしたことにより事実上婚姻関係と同様の事情が解消したときまでの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

四 標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類

五 当事者の一方が死亡した場合にあつては、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

(管轄の通知)

第七十九条 (略)

(申請書等の経由等)

第八十一条の二 (略)

2 第三十条、第三十条の三、第四十四条又は附則第六項の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとする者(離婚時みなし被保険者期間のみを有する者を除く。)は、令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、その者が、当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保険者(旧船員保険法による被保険者並びに旧適用法人共済組合(平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。)及び旧農林共済組合の組合員を含む。以下この条において同じ。)の資格を喪失している場合であつて、当該被保険者の資格を喪失した日以後に国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下この条において「第二号被保険者」という。)以外の国民年金の被保険者又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者となつたときがあるときは、その者の住所地(日本に住所がないときは、日本における最後の住所地とする。以下この条において同じ。)を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとし、その者が、法第八

(管轄の通知)

第七十八条 (略)

第七十九条 削除

(申請書等の経由等)

第八十一条の二 (略)

2 第三十条、第三十条の三、第四十四条又は附則第六項の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとする者は、令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、その者が、当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保険者(旧船員保険法による被保険者並びに旧適用法人共済組合(平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。)及び旧農林共済組合の組合員を含む。以下この条において同じ。)の資格を喪失している場合であつて、当該被保険者の資格を喪失した日以後に国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下この条において「第二号被保険者」という。)以外の国民年金の被保険者又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者となつたときがあるときは、その者の住所地(日本に住所がないときは、日本における最後の住所地とする。以下この条において同じ。)を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとし、その者が、法第八条の二第一項の適用事業所に現に使用される被保険者又

条の二第一項の適用事業所に現に使用される被保険者又は最後に被保険者として使用された者（最後に第四種被保険者の資格を取得しなかつた者並びに当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保険者の資格を喪失している場合にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日以後に第二号被保険者以外の国民年金の被保険者及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者の資格を取得しなかつた者に限る。）であるときは、同項の規定により当該適用事業所となつた二以上の事業所のうちその者が被保険者として現に使用される又は最後に使用された事業所の所在地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

3| 離婚時みなし被保険者期間のみを有する者であつて、第三十条又は第三十条の三の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとするものは、その者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

4| (略)

5| 第四十二条第二項、第六十条又は第七十五条第二項の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとする者は、当該請求が離婚時みなし被保険者期間のみを有する者が死亡したことに係るものであるときは、当該請求を提出しようとする者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

6| (略)

7| 第三十条の二第三項、第三十条の四から第三十三条の三まで、第三十四条の二、第三十七条から第四十一条まで、第四十二条第一項、第四十五条から第五十条の三まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十八条第一項、第六十条の二から第六十三条まで、第六十五条から第六十七条の二まで、第七十条から第七十四条まで、第七十五条第一

は最後に被保険者として使用された者（最後に第四種被保険者の資格を取得しなかつた者並びに当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保険者の資格を喪失している場合にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日以後に第二号被保険者以外の国民年金の被保険者及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者の資格を取得しなかつた者に限る。）であるときは、同項の規定により当該適用事業所となつた二以上の事業所のうちその者が被保険者として現に使用される又は最後に使用された事業所の所在地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

3| (略)

4| (略)

5| 第三十条の二第三項、第三十条の四から第三十三条の三まで、第三十四条の二、第三十七条から第四十一条まで、第四十二条第一項、第四十五条から第五十条の三まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十八条第一項、第六十条の二から第六十三条まで、第六十五条から第六十七条の二まで、第七十条から第七十四条まで又は第七十五条第一

項、第七十八条の六又は第七十八条の十一の規定により請求書、申請書又は届書を、第六十七条の三の規定により国民年金法施行規則第四十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで及び第五十二条の規定の例によることとされた請求書又は届書を、社会保険庁長官に提出しようとする者は、その者の住所を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、第三十条の五、第四十五条又は第六十一条の規定により申請書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時にこれらの規定による支給停止解除の申請をしようとする年金たる保険給付につき第三十条、第三十条の三、第四十四条、第六十条、附則第六項又は附則第十項の規定による裁定請求書を提出しようとするときは、第二項又は第三項の規定の例によるものとし、第四十一条、第五十七条又は第七十四条の規定により届書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時に第四十二条第二項、第五十八条第二項又は第七十五条第二項の規定により届書を提出しようとするときは、第三項の規定の例によるものとする。

8| 第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第五十三条から第五十七条まで、第六十条、第六十三条、第七十条から第七十四条まで、第七十八条の六又は第七十八条の十一の規定により請求書、届書又は申請書の提出があつた場合においては、第二項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、社会保険事務所長等はこれを社会保険庁長官に進達することを要しないものとする。

(經由の省略)

第八十一条の三 社会保険庁長官は、特別の事情があると認めるときは、前条第二項から第七項までの規定にかかわらず、第三章又は第三章の二に規定する請求書、申請書又は届書を社会保険事務所長等を経由

一項の規定により請求書、申請書又は届書を、第六十七条の三の規定により国民年金法施行規則第四十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで及び第五十二条の規定の例によることとされた請求書又は届書を、社会保険庁長官に提出しようとする者は、その者の住所を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、第三十条の五、第四十五条又は第六十一条の規定により申請書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時にこれらの規定による支給停止解除の申請をしようとする年金たる保険給付につき第三十条、第三十条の三、第四十四条、第六十条、附則第六項又は附則第十項の規定による裁定請求書を提出しようとするときは、第二項又は第三項の規定の例によるものとし、第四十一条、第五十七条又は第七十四条の規定により届書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時に第四十二条第二項、第五十八条第二項又は第七十五条第二項の規定により届書を提出しようとするときは、第三項の規定の例によるものとする。

6| 第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第五十三条から第五十七条まで、第六十条、第六十三条又は第七十条から第七十四条までの規定により請求書、届書又は申請書の提出があつた場合においては、第二項、第三項及び前項の規定にかかわらず、社会保険事務所長等はこれを社会保険庁長官に進達することを要しないものとする。

(經由の省略)

第八十一条の三 社会保険庁長官は、特別の事情があると認めるときは、前条第二項から第五項までの規定にかかわらず、第三章に規定する請求書、申請書又は届書を社会保険事務所長等を経由しないで提出さ

しないで提出させることができる。

(添付書類の特例)

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第三章又は第三章の二の規定によつて請求書、申請書又は届書に添えて提出すべき受給権者その他関係者の生存、生年月日、障害の状態、身分関係又は生計維持若しくは生計同一の事実を明らかにすることができる書類(以下「添付書類」という。)については、一の添付書類によつて、他の添付書類に係る事項を明らかにすることができるときは、当該他の添付書類は、省略することができる。

5・6 (略)

せることができる。

(添付書類の特例)

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第三章の規定によつて請求書、申請書又は届書に添えて提出すべき受給権者その他関係者の生存、生年月日、障害の状態、身分関係又は生計維持若しくは生計同一の事実を明らかにすることができる書類(以下「添付書類」という。)については、一の添付書類によつて、他の添付書類に係る事項を明らかにすることができるときは、当該他の添付書類は、省略することができる。

5・6 (略)

◎ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基礎年金番号に関する通知）</p> <p>第八十三条の四 社会保険庁長官は、国民年金手帳の交付を受けていない者が、次の各号のいずれかに該当する者となつたとき（第三号から第五号までに規定する者にあつては、法第百八条又は法附則第八条の規定により社会保険庁長官が共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は受給権者若しくはその配偶者に関する資料の提供を受けた場合に限る。）は、その者に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により通知書を交付した者に対しては、交付しないものとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 厚生年金保険法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求をした者</p> <p>七 厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供を請求した者</p> <p>2（略）</p>	<p>（基礎年金番号に関する通知）</p> <p>第八十三条の四 社会保険庁長官は、国民年金手帳の交付を受けていない者が、次の各号のいずれかに該当する者となつたとき（第三号から第五号までに規定する者にあつては、法第百八条又は法附則第八条の規定により社会保険庁長官が共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は受給権者若しくはその配偶者に関する資料の提供を受けた場合に限る。）は、その者に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により通知書を交付した者に対しては、交付しないものとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2（略）</p>

◎ 厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（法律第八十二号附則第六十条の規定により支給する障害年金の裁定請求の特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生年金保険法施行規則第八十一条の二第六項の規定は、第一項の規定による請求書の提出について準用する。</p> <p>（法律第八十二号附則第六十三条に規定する年金額の計算の特例による改定の請求）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法施行規則第八十一条の二第七項の規定は、前項の規定による請求書について準用する。</p>	<p>附則</p> <p>（法律第八十二号附則第六十条の規定により支給する障害年金の裁定請求の特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生年金保険法施行規則第八十一条の二第四項の規定は、第一項の規定による請求書の提出について準用する。</p> <p>（法律第八十二号附則第六十三条に規定する年金額の計算の特例による改定の請求）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法施行規則第八十一条の二第五項の規定は、前項の規定による請求書について準用する。</p>

◎ 厚生労働省組織施行規則（平成十三年厚生労働省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会保険事務所） 第八百七十五条（略）</p> <p>2 社会保険事務所の管轄区域は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。</p> <p>一 次に掲げる事務 別表第七の第三欄に掲げる区域</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 厚生年金保険法の施行に関する事務（次号ハに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ ホ（略）</p> <p>二 次に掲げる事務 別表第七の第四欄に掲げる区域</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 厚生年金保険法の施行に関する事務（同法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求に係る事務及び同法第七十八条の四第一項の規定による情報の提供の請求に係る事務を除く。）のうち、船員被保険者又は船員被保険者であった者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この号において「旧船員保険法」という。）の被保険者であった者を含む。以下同じ。）に係るもの（年金たる保険給付に関する事務にあっては厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条の二第二項から第四項まで及び第五項</p>	<p>（社会保険事務所） 第八百七十五条（略）</p> <p>2 社会保険事務所の管轄区域は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。</p> <p>一 次に掲げる事務 別表第七の第三欄に掲げる区域</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 厚生年金保険法の施行に関する事務（次号ハに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ ホ（略）</p> <p>二 次に掲げる事務 別表第七の第四欄に掲げる区域</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 厚生年金保険法の施行に関する事務のうち、船員被保険者又は船員被保険者であった者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この号において「旧船員保険法」という。）の被保険者であった者を含む。以下同じ。）に係るもの（年金たる保険給付に関する事務にあっては厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条の二第二項から第四項まで及び第五項ただし書の規定により当該船員被保険者であった者がかつて使用されていた船舶所有者の住所を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下この号にお</p>

ただし書の規定により当該船員被保険者であつた者がかつて使用されていた船舶所有者の住所地を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下この号において「社会保険事務所長等」という。）を經由して提出することとされた請求書、申請書及び届書に係るもの、脱退手当金の裁定に関する事務にあつては最後に被保険者の資格を喪失したときに船員被保険者であつた者に係るものに限る。）

二・ホ (略)

三・四 (略)

3・4 (略)

いて「社会保険事務所長等」という。）を經由して提出することとされた請求書、申請書及び届書に係るもの、脱退手当金の裁定に関する事務にあつては最後に被保険者の資格を喪失したときに船員被保険者であつた者に係るものに限る。）

二・ホ (略)

三・四 (略)

3・4 (略)

◎ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（農林漁業団体等に係る厚生年金保険法施行規則等の規定の適用の特例）</p> <p>第三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年統合法経過措置政令」という。）</p> <p>第三十二条第一項に規定する日までの間、厚生年金保険法施行規則の規定により農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。以下同じ。）が行う届出及び農林漁業団体等に勤務し又は勤務していた厚生年金保険の被保険者（第四種被保険者にあつては最後に厚生年金保険の被保険者として使用された事業所が農林漁業団体等であつたものに限る。）が行う届出について同令の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>附則</p> <p>（農林漁業団体等に係る厚生年金保険法施行規則等の規定の適用の特例）</p> <p>第三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年統合法経過措置政令」という。）</p> <p>第三十二条第一項に規定する日までの間、厚生年金保険法施行規則の規定により農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。以下同じ。）が行う届出及び農林漁業団体等に勤務し又は勤務していた厚生年金保険の被保険者（第四種被保険者にあつては最後に厚生年金保険の被保険者として使用された事業所が農林漁業団体等であつたものに限る。）が行う届出について同令の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（略）</p>

第七十九条第一項	事業主に通知しなければならぬ。	存続組合に通知しなければならぬ。この場合において、存続組合は通知を受けた内容を速やかに関係ある農林漁業団体等に通知しなければならぬ。
(略)		

(申請書等の經由等の特例)

第十三条 農林漁業団体等に使用される又は使用された者（当該農林漁業団体等に使用されなくなった後に厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用された者を除く。）について厚生年金保険法施行規則第八十一条の二の規定を適用する場合には、同条第二項中「令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う」とあるのは「その者が使用される又は使用された農林漁業団体等の所在地を管轄する」と、同条第四項中「令第二条又は第三条の規定により、当該被保険者又は被保険者であつた者に関する権限を行うこととなつていた」とあるのは「、当該被保険者又は被保険者であつた者が使用されていた農林漁業団体等の所在地を管轄する」と、同条第六項中「令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う」とあるのは「その者が使用される又は使用された農林漁業団体等の所在地を管轄する」とする。

第七十八条第一項	事業主に通知しなければならぬ。	存続組合に通知しなければならぬ。この場合において、存続組合は通知を受けた内容を速やかに関係ある農林漁業団体等に通知しなければならぬ。
(略)		

(申請書等の經由等の特例)

第十三条 農林漁業団体等に使用される又は使用された者（当該農林漁業団体等に使用されなくなった後に厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用された者を除く。）について厚生年金保険法施行規則第八十一条の二の規定を適用する場合には、同条第二項中「令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う」とあるのは「その者が使用される又は使用された農林漁業団体等の所在地を管轄する」と、同条第三項中「令第二条又は第三条の規定により、当該被保険者又は被保険者であつた者に関する権限を行うこととなつていた」とあるのは「、当該被保険者又は被保険者であつた者が使用されていた農林漁業団体等の所在地を管轄する」と、同条第四項中「令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う」とあるのは「その者が使用される又は使用された農林漁業団体等の所在地を管轄する」とする。

◎ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第 号）

改 正 案

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十八年十月一日以後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。次条において「平成十六年改正法」という。）第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する請求に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の省令の規定の例によりすることができる。

（国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六条に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三条 平成十六年改正法附則第四十六条に規定する厚生労働省令で定める場合は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者（法第七十八条の二第一項に規定する当事者をいう。以下同じ。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。）

である第三号被保険者であつた当該当事者の他方が、平成十九年四月一日前に当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失した場合であつて、当該当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である第三号被保険者となることなくして同日以後に当該事情が解消したと認められるとき（当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消したときを除く。）とする。

（旧農林共済組合員期間を有する者に係る標準報酬改定請求等の経過措置）

第四条 当事者又はその一方が旧農林共済組合期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合期間をいう。以下同じ。）を有する者であつて、厚生年金保険法施行規則第七十八条の六第一項又は第七十八条の十一第一項の規定による請求をする者は、当分の間、同令第七十八条の六第一項又は第七十八条の十一第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて社会保険庁長官に提出しなければならない。

- 一 旧農林共済組合員期間を有する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 二 農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）の名称及び所在地
- 三 その他必要な事項

